

# 林地開発許可制度

- 森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため、保安林以外の森林での1haを超える開発行為については、都道府県知事の許可が必要です。（自治事務）
- 許可に当たっては、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの要件を満たすことが必要であり、防災施設の設置等の措置が講ぜられることが許可基準です。

## ・林地開発許可の対象となる森林

### 地域森林計画の対象となる民有林

- ・国有林と保安林以外の森林の殆どが対象
- ・地域森林計画は都道府県知事が策定

## ・林地開発許可の対象となる開発行為

土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行うことによる1haを超えての開発行為  
例）住宅造成、別荘地、ホテルなどの宿泊施設、ゴルフ場やスキー場、遊園地などのレジャー施設、工場、採石場、土捨て場、道路、太陽光発電施設など

## ・監督処分

- 無許可開発や違反行為に対して、中止命令や復旧命令の監督処分を実施
- 監督処分に従わない場合は、告発や行政代執行を実施

## ・罰則

3年以下の懲役又は  
300万円以下の罰金

（改正前150万円以下の罰金をH29.4.1より次とおり強化。）

## ・林地開発許可の要件

### 災害の防止

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと  
例 土工、法面保護の適切な実施や、排水施設等の防災施設の設置等

### 水害の防止

開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと  
例 洪水調節池の適切な設置等

### 水の確保

開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと  
例 貯水池や導水路の適切な設置等

### 環境の保全

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと  
例 残置森林等の適切な配置